

小山工業高等専門学校機関別認証評価専門委員会規程

制 定 平成20年4月1日

最終改正 平成22年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校点検評価委員会規程第6条第2項の規定に基づき、小山工業高等専門学校機関別認証評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項を審議し、執行する。

- 一 認証評価に必要な資料作成及び申請手続きに関すること。
- 二 認証評価を継続して受けるための施策に関すること。
- 三 その他認証評価に関すること。

(組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長（教務主事）
- 二 各学科長
- 三 校長が必要と認めた者 若干名

2 前項第3号の委員（以下「3号委員」という。）の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 3号委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、副校長（教務主事）をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(事務)

第5条 専門委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会に必要な事項は、点検評価委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 小山工業高等専門学校機関別認証評価専門委員会規程(平成18年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。